

最高裁庁第100号

(庶ろ-06)

平成31年4月10日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局長 安 東 章

最高裁判所事務総局広報課長 徳 岡 治

裁判員制度施行10周年に関連する広報活動への協力依頼書

簡の発出について（通知）

本年5月21日に裁判員制度が施行後10年を迎えることを受け、この度、別添1及び2のとおり全国市長会及び全国町村会に対して、標記書簡を発出いたしましたので、お知らせいたします。

各府におかれましては、今後、裁判員制度施行10周年に関連する広報行事につき、近隣の自治体に対して協力依頼等を行う場合には、必要に応じて別添の書簡を活用するなどして、充実した広報活動を行うための一助としていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(別添 1)

平成 31 年 3 月 26 日

全国市長会 御中

最高裁判所事務総局刑事局長 安 東 章

最高裁判所事務総局広報課長 徳 岡 治

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より裁判員制度をはじめとする裁判所の取組につき、格別の御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、裁判員制度は、国民の皆様の健全な常識に根ざした、より一層信頼性の高い裁判の実現を目指すもので、平成 21 年 5 月 21 日に施行されてから間もなく 10 年の節目を迎えます。この間、全国で 1 万件以上の裁判員裁判が実施され、8 万人以上の国民の皆様に裁判員等として御参加いただきました。裁判員制度が 10 年間にわたり概ね順調に運用されてまいりましたのも、このように裁判員等として御参加いただいた方々のみならず、それを支えていただいた方々など、多くの国民の皆様に支援していただいた賜物であると認識しております。

この度、全国の裁判所では、裁判員制度の施行 10 周年を記念して、国民の皆様に改めて制度の意義や役割を御理解いただくことなどを通じ、裁判員制度を、社会を支える基盤としてより一層根付かせることを目的とした広報行事を行うこととしております。今後、各市区長の皆様に対し各裁判所より、広報誌への掲載等、様々な形で広報活動などへの御協力をお願いさせていただくことになろうかと存じますが、貴会におかれましても活動の趣旨につき御理解と御協力を賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

敬 具

(別添2)

平成31年3月26日

全国町村会 御中

最高裁判所事務総局刑事局長 安 東 章

最高裁判所事務総局広報課長 徳 岡 治

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より裁判員制度をはじめとする裁判所の取組につき、格別の御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、裁判員制度は、国民の皆様の健全な常識に根ざした、より一層信頼性の高い裁判の実現を目指すもので、平成21年5月21日に施行されてから間もなく10年の節目を迎えます。この間、全国で1万件以上の裁判員裁判が実施され、8万人以上の国民の皆様に裁判員等として御参加いただきました。裁判員制度が10年間にわたり概ね順調に運用されてまいりましたのも、このように裁判員等として御参加いただいた方々のみならず、それを支えていただいた方々など、多くの国民の皆様に支援していただいた賜物であると認識しております。

この度、全国の裁判所では、裁判員制度の施行10周年を記念して、国民の皆様に改めて制度の意義や役割を御理解いただくことなどを通じ、裁判員制度を、社会を支える基盤としてより一層根付かせることを目的とした広報行事を行うこととしております。全国の各町村様にも、裁判所における広報活動につき、広報誌への掲載等、様々な形で御協力をお願いさせていただくことになろうかと存じます。つきましては、貴会におかれで、このような裁判所の活動の趣旨につき御理解をいただき、全国の各町村様への御周知等につき御高配を賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

敬 具

令和元年5月15日

一般社団法人日本経済団体連合会 御中

最高裁判所事務総局刑事局長 安 東 章

最高裁判所事務総局広報課長 徳 岡 治

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より裁判員制度をはじめとする裁判所の取組につき、格別の御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、裁判員制度は、国民各位の健全な常識に根ざした、より一層信頼性の高い裁判の実現を目指すもので、平成21年5月21日に施行されてから間もなく10年の節目を迎えます。この間、全国で約1万2000件の裁判員裁判が実施され、9万人以上の国民の皆様に裁判員等として御参加いただきました。このように、裁判員制度が施行以来、おおむね順調に運用されてまいりましたのも、裁判員等として御参加いただいた国民の皆様の御協力のみならず、これらの方々が裁判員等として参加しやすい環境整備等を通じてこの制度を支えていただいている企業や団体様等の御尽力があってこそとのものと認識しております。

私ども裁判所は、これを一つの通過点として、改めて裁判員制度の施行から10年間の歩みを振り返るとともに更に工夫を重ね、この制度をより一層安定的に運用していくことができるよう、企業や団体の皆様への広報活動を含め、あらゆる機会を捉えて力を尽くしてまいります。貴会及び会員企業の皆様におかれましては、改めてこれまでの裁判員制度への御理解、御協力に感謝申し上げますとともに、この10周年を契機として、より一層の制度への御理解、御協力を賜ることができまますよう、何卒お願い申し上げます。

敬 具

令和元年5月15日

日本商工会議所 御中

最高裁判所事務総局刑事局長 安 東 章

最高裁判所事務総局広報課長 徳 岡 治

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より裁判員制度をはじめとする裁判所の取組につき、格別の御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、裁判員制度は、国民各位の健全な常識に根ざした、より一層信頼性の高い裁判の実現を目指すもので、平成21年5月21日に施行されてから間もなく10年の節目を迎えます。この間、全国で約1万2000件の裁判員裁判が実施され、9万人以上の国民の皆様に裁判員等として御参加いただきました。このように、裁判員制度が施行以来、おおむね順調に運用されてまいりましたのも、裁判員等として御参加いただいた国民の皆様の御協力のみならず、これらの方々が裁判員等として参加しやすい環境整備等を通じてこの制度を支えていただいている企業や団体様等の御尽力があってこそとのものと認識しております。

私ども裁判所は、これを一つの通過点として、改めて裁判員制度の施行から10年間の歩みを振り返るとともに更に工夫を重ね、この制度をより一層安定的に運用していくことができるよう、企業や団体の皆様への広報活動を含め、あらゆる機会を捉えて力を尽くしてまいります。貴会議所及び会員である各地の商工会議所の皆様におかれましては、改めてこれまでの裁判員制度への御理解、御協力に感謝申し上げますとともに、この10周年を契機として、より一層の制度への御理解、御協力を賜ることができますよう、何卒お願い申し上げます。

敬 具

最高裁広第159号

(庶ろー06)

令和元年5月29日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局長 安 東 章

最高裁判所事務総局広報課長 徳 岡 治

裁判員制度施行10周年を契機とした裁判員制度への協力依
頼書簡の発出について（通知）

本年5月21日に裁判員制度が施行後10年を迎えるのに先立ち、別添1及び2のとおり一般社団法人日本経済団体連合会及び日本商工会議所に対して、標記書簡を発出いたしましたので、お知らせいたします。

各府におかれましては、今後、裁判員制度の運用に関し、上記各団体の会員企業等への広報活動をはじめとする働きかけなどを行う場合には、必要に応じて別添の書簡を活用していただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

(別添 1)

令和元年 5月 15日

一般社団法人日本経済団体連合会 御中

最高裁判所事務総局刑事局長 安 東 章
最高裁判所事務総局広報課長 徳 岡 治

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より裁判員制度をはじめとする裁判所の取組につき、格別の御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、裁判員制度は、国民各位の健全な常識に根ざした、より一層信頼性の高い裁判の実現を目指すもので、平成21年5月21日に施行されてから間もなく10年の節目を迎えます。この間、全国で約1万2000件の裁判員裁判が実施され、9万人以上の国民の皆様に裁判員等として御参加いただきました。このように、裁判員制度が施行以来、おおむね順調に運用されてまいりましたのも、裁判員等として御参加いただいた国民の皆様の御協力のみならず、これらの方々が裁判員等として参加しやすい環境整備等を通じてこの制度を支えていただいている企業や団体様等の御尽力があってこそとのものと認識しております。

私ども裁判所は、これを一つの通過点として、改めて裁判員制度の施行から10年間の歩みを振り返るとともに更に工夫を重ね、この制度をより一層安定的に運用していくことができるよう、企業や団体の皆様への広報活動を含め、あらゆる機会を捉えて力を尽くしてまいる所存です。貴会及び会員企業の皆様におかれましては、改めてこれまでの裁判員制度への御理解、御協力に感謝申し上げますとともに、この10周年を契機として、より一層の制度への御理解、御協力を賜ることができまますよう、何卒お願い申し上げます。

敬 具

(別添2)

令和元年5月15日

日本商工会議所 御中

最高裁判所事務総局刑事局長 安 東 章
最高裁判所事務総局広報課長 徳 岡 治

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より裁判員制度をはじめとする裁判所の取組につき、格別の御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、裁判員制度は、国民各位の健全な常識に根ざした、より一層信頼性の高い裁判の実現を目指すもので、平成21年5月21日に施行されてから間もなく10年の節目を迎えます。この間、全国で約1万2000件の裁判員裁判が実施され、9万人以上の国民の皆様に裁判員等として御参加いただきました。このように、裁判員制度が施行以来、おおむね順調に運用されてまいりましたのも、裁判員等として御参加いただいた国民の皆様の御協力のみならず、これらの方々が裁判員等として参加しやすい環境整備等を通じてこの制度を支えていただいている企業や団体様等の御尽力があってこそとのものと認識しております。

私ども裁判所は、これを一つの通過点として、改めて裁判員制度の施行から10年間の歩みを振り返るとともに更に工夫を重ね、この制度をより一層安定的に運用していくことができるよう、企業や団体の皆様への広報活動を含め、あらゆる機会を捉えて力を尽くしてまいります。貴会議所及び会員である各地の商工会議所の皆様におかれましては、改めてこれまでの裁判員制度への御理解、御協力に感謝申し上げますとともに、この10周年を契機として、より一層の制度への御理解、御協力を賜ることができますよう、何卒お願い申し上げます。 敬 具

法
の

最高裁判所広報誌



特集 裁判員制度 10 周年



Vol. 84

2019 年

2019年5月発行

CONTENTS

—目次—

特集 裁判員制度10周年

- トピックス1 P 12
裁判官による出張講義同行ルポ
- トピックス2 P 14
裁判員経験者との座談会
- トピックス3 P 17
裁判員経験者からの手紙
- トピックス4 P 18
家庭裁判所70周年を迎えて
- 裁判所めぐり P 20
千葉地方・家庭裁判所
- トピックス5 P 23
国際知財司法シンポジウム2018について
- 海外司法スケッチ P 24
ドイツにおける国民の司法参加

表紙上段
福井地方裁判所裁判員法廷表紙下段
さいたま地方裁判所裁判員法廷

- 15のいす P 1
時の流れ 最高裁判所判事 山崎敏充
- てい 鼎談 P 2
裁判員制度10周年
—『今こそ』裁判員制度のこれからを考える—

- 予備校講師・タレント 林 修
東京地方裁判所刑事部所長代行者 伊藤 雅人
東京高等裁判所判事 馬渡香津子

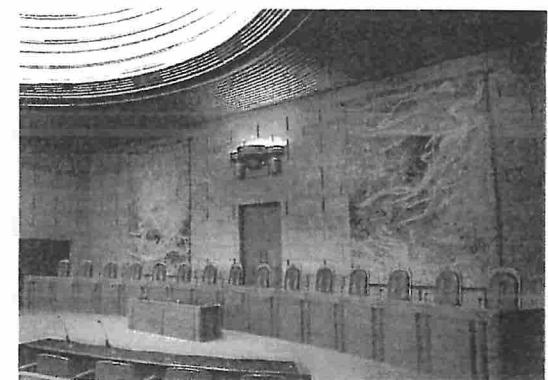
- トピックス1 P 12
裁判官による出張講義同行ルポ
- トピックス2 P 14
裁判員経験者との座談会
- トピックス3 P 17
裁判員経験者からの手紙

- トピックス4 P 18
家庭裁判所70周年を迎えて
- 裁判所めぐり P 20
千葉地方・家庭裁判所
- トピックス5 P 23
国際知財司法シンポジウム2018について
- 海外司法スケッチ P 24
ドイツにおける国民の司法参加

★司法の窓は、裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>)
でもご覧いただくことができます。

15のいす
—時の流れ—

最高裁判所判事
山崎 敏充



時の流れが途切れることはないが、時代の変わり目にあって、過ぎ去った日々を振り返り、行く末に思いを馳せる人は少なくないであろう。私もそのひとりである。30年余を重ねた平成の時代を振り返って、司法の分野で最も印象に残る出来事といえば、やはり司法制度改革である。実施された多くの改革の中でも、刑事裁判に国民が参加する裁判員制度の導入はとりわけ画期的なことであった。今年は運用の開始からちょうど10年の節目に当たるが、国民の間にしっかりと根を下ろし、今後も課題を克服しながら着実に歩みを進めていくものと思う。

私の仕事場でもある最高裁判所の建物は、昭和の時代に造られたもので、竣工から既に45年もの時が流れているが、御影石で覆われた外観や15の椅子の並ぶ大法廷の斬新なデザインは、今なお人の心を惹きつけてやまない。その竣工の翌年に判事補に任命された私の裁判官生活もまた40年を遙かに超えている。その時間を逆に遡れば昭和の初めの頃に行き着くが、その頃の裁判の様子を思い浮かべるのは難しい。自分の知らない時間は遠い歴史の彼方で

あるが、体験した時間は驚くほど短く感じるものである。

これから40年先の裁判はどのようにになっていくであろうか。その具体像を描くのは更に難しい。往時は万年筆で書いた原稿を和文タイプで浄書して判決の原本を作成していたのが、ワープロを使うようになり、今ではパソコンや端末機器の普及により、文書の作成にとどまらず、インターネットを通じてさまざまな情報に接することができる時代になった。AIの発達も著しく、その普及が社会に及ぼす影響について真剣な議論が行われている。こうした技術の目覚ましい進歩は人の暮らしや社会を急速に変化させ、その変化は今後いっそう加速するであろう。

裁判は、法に従い、公正で透明な手続きに則って事案を解明し、公平な第三者が判断を示して紛争を解決するシステムである。人が社会を形成してさまざまな活動を営む限り紛争が絶えることはなく、裁判の有り様は変わってもその役割が不要になることはない。有用な技術を正しく活用して、よりよい裁判が実現するように、若い世代に希望を託したい。

(やまさき・としみつ)

裁判員制度10周年

—『今こそ』裁判員制度のこれからを考える—



馬渡 香津子

東京高等裁判所判事

裁判員制度は2019年5月21日に施行10周年を迎えます。

そこで、各種テレビ番組等を通じて国民的な人気を誇る林修先生をお迎えし、裁判員制度のこれからについて語り合っていただきました。

はじめに

伊藤 本日は林修先生においでいただきました。読者の皆様に改めて御紹介するまでもありませんが、予備校で現代文の講師をされながら、テレビのMCやコメンテーターとして大活躍されています。

林 よろしくお願ひします。僕、司法試験落ちている人間ですから、本当にここに来て話す資格があるかどうかというところです

伊藤 雅人

東京地方裁判所
刑事部所長代行者

林 修

予備校講師・タレント

が（笑）。

伊藤 いえいえ、よろしくお願ひします。

裁判員制度の意義

伊藤 裁判員制度は今年10周年を迎えます。先生は裁判員制度についてどのような御認識をお持ちでしょうか。

林 僕は全ての仕事においてプロフェッショナルを尊重したいという思いが非常に強いので、どちらかというと、プロの方にやつていただいた方がいいのではないかという感じがしています。

伊藤 実は、我々プロの側からしますと、裁判員制度が導入され、裁判員の方々の意見を聞くことができるようになってから、判断に一段深みが増したように感じています。

もともとこの制度を入れた目的は、法律のプロである裁判官と一般の方が対等の立場で議論することによって、国民の健全な常識に根ざした、従前よりもさらに信頼性の高い裁判ができるようになり、これによって司法に対する国民の信頼がより高まることが期待できるというところにありました。裁判員裁判で扱う事件のほとんどは市井の人々の間で発生した事件です。そのような事件を裁くときに、法律の理屈はもちろん大事んですけど、それだけでなく、一般の方々の健全な常識に基づく意見を取り込んで判断できることは、とても意味のあることだと考えています。

馬渡 実際に裁判員裁判をやってみて私たち法律家の思考方法も変わって来たと思います。裁判員の方は本当に真剣に事件のことを考えてくださるので、こちらも、準備の段階からその事件に必要な法律用語の意味についてもう一回考えて、ここが大事なんだということをきちんと理解して説明しないといけない、表面的な説明では伝わらないという経験をしていく中で、法律家としてプラッシュアップされる契機になっていると実感します。

また、議論の重要性を改めて感じています。裁判官だけで議論していると、同質的な人の集まりになってしまい、フレッシュな見方というのになかなか入って来にくい。そこに裁判員という一般国民の方に入っていただきますと、議論の過程で自分の中での思い込みやバイアスに気付かされることもあります。仮に結論そのものは変わらないにしても、理由付けの説得力が全然違ってくると思います。そうやってみんなで議論して、みんなが納得した理由付けによる結論というのは、聞き手にも届くのではないかと期待し、半ば確信しているところもあります。

裁判員と三千円札は回つてこないと
ずつと思つていました（笑）



林 修（はやし おさむ）

予備校講師・タレント

<自己紹介>1965年、愛知県名古屋市生まれ、53歳。東京大学法学部卒。現在、東大特進コースなどの難関大学向けの講義を中心に授業を行い、抜群の東大合格実績を誇る東進ハイスクール東進衛星予備校の躍進に大貢献している。主なレギュラー番組は「林修の今でしょ！講座」テレビ朝日系列、「林先生が驚く初耳学！」TBS系列、「林修のニッポンドリル」フジテレビ系列など多数。

林 裁判官も含めて、色々な人の違った意見をベクトルの合成みたいな形で合わせていく中で、裁判員の方の多様な意見が役に立って、結果的に国民により分かりやすい、より納得のいくような理由付けができるようになる効果があるというのは、ちょっとと思いつかなかった視点です。非常に意味のある制度であると、おっしゃっている意味がよく分かりました。

伊藤 実際に裁判員・補充裁判員として裁判に参加された方はこれまで8万人以上います。その95%以上の方々からも、よい経験だったという感想をいただいております。

林 なるほど。だとすれば、それだけ実際に参加した人もよかったですと言っている一方で、裁判官の方にとっても意義あるものだということは、もっと世間に発信されてい



馬渡 香津子（もうたい かつこ）

東京高等裁判所判事

1996年判事補任官。東京地裁判事、
千葉地裁判事、最高裁調査官等を経て、
2018年4月から現職。

くべきではないですか。制度ができて10年経っても、僕の中では裁判員と二千円札は回ってこないとずっと思っていましたからね（笑）。

伊藤 制度を運営している側がもっと広報活動をきちんとやっていかなければいけないです。

林 若い人と接していて思うことは、紙ベースの情報の伝達力がすごく落ちているんですよ。これは僕の意見ですが、今の社会は情報収集ルートの違いに応じて幾つもの部分社会に分断されていて、横の交流がない。だから、その社会に届く情報ルートを選択しない限り、恐らく永遠に届かないぐらいに考えておかなければいけない時代なんじゃないかと思うんです。極端な話、最高裁チャンネルとかどうですか（笑）。

伊藤 今回のこの対談が載る「司法の窓」第8・9号は、冊子として発行するだけではなく、裁判所のウェブサイト (<http://www.courts.go.jp>) にも掲載されますので、一

人でも多くの方にご覧いただきたいと思います。このほかにも、10周年を機会に色々な広報活動を行っていきたいと思っています。

分かりやすい裁判について

伊藤 先生は色々な難しい問題を分かりやすく解説される、まさにプロフェッショナルだと思いますので、「分かりやすさ」という問題についてお聞きしたいと思います。

裁判員制度が導入された意義からすると、事実

認定や量刑について、裁判員と裁判官が対等な立場で議論するということが大前提になるわけです。そのためには、裁判員の方に、この事件の争点はどこで、証拠がどうなっていて、その点とりあえず自分はこう思うという意見を持っていただいた状態で評議を始められるのが理想です。その際、例えば、「殺意」があったかなかったかといったように、争点が単純な場合には、比較的スムーズに実質的な議論が始められる場合が多いのですが、例えは、やったことは認めているけれども、犯行に精神障害の影響がうかがわれるような場合、法律用語では責任能力といいますが、被告人に責任を問うことができるかどうかが問題となり、刑法の責任主義に関する説明が必要になってしまいます。

林 難しいですよね。裁判員の方からしたら、基本は感覚で判断しているのではないでしょうか。でも、裁判官の判断過程に感覚はないですよね。「責任主義」にしても



裁判員の方からしたら、基本は感覚で判断しているのではないかでしょうか。

長い歴史の中で色々な刑法の学派が対立する中で練り上げられてきた概念でしょうし、過去の判例に基づきながら、裁判官としては、こういう事象については、こういう形で判決をするという論理に基づいて判断を下そうとされているように思います。そうすると、議論の足場が合わないように思うのですが。

馬渡 裁判員も裁判官も、議論の出発点で感覚的なものがあるということは否定できないと思います。一つ一つの事件の判断に必要な証拠を全部見聞きし、事件全体を肌で感じている裁判員と裁判官が、各自を感じたことを出発点に、なぜ感じ方が違うのかとか、何でみんな同じように感じられるのかとか、議論を積み上げていくと、そこで感覚を言語化する作業ができるといって、理由付けに説得力が生まれて、いい結論になるんじゃないかなと。裁判官としては、目の前にある事件に由来する感覚的なものを、持っている法的な知識とかこれまでの判例の積み重ねといった普遍的なところから検証していくという形で議論していくなければならない場面もあるんですが、全員で議論していく中で、感覚的なものとの融合というか、両方を大事にして、理屈倒れにならないようにするということも重要なと考えています。

林 今、お話を伺っていて、商売柄、2007年の東京大学の入試問題（※1）をふつと思い出しました。芸術についての文章なんですが、芸術の研究には、個別の作品研究もあれば、普遍性を考察する研究もあって、その二つの融合をどうするかというような話も出てくるんです。もともと絶対性・唯一性を持った作品を、芸術というこれまた自律的な領域に放り込むのは無理があるから、理解のためには間に媒介するジャンルが要るというようなことが述べられているんです。この話と、お話をあった、一つ一つの事件を徹底的に検証して、法という普遍性を持つ体系の中で見ていくというのは結構近いのでは、という印象を持ちました。その文章では、芸術作品の個別性と普遍的な理論研究との関係についても述べられていましたが、この、いわば個別性と普遍性のせめぎ合いという話が、お話を聞いていて、頭の中に浮かんでいたんですよ。

伊藤 裁判員裁判についても似たようなところがあるかもしれません。法律を体系的に勉強し、同じような事件の裁判の経験や知識も有しているプロの裁判官と、まさに個

※1 東京大学文科前期日程2007年度入試問題国語第一問、浅沼圭司『読書について』。



裁判員と裁判官が議論を積み上げていくと、感覚を言語化する作業ができるといって、理由付けに説得力が生まれ、いい結論になるんじゃないかなと。



裁判官と裁判員の方々との間で、どうやったら実りのある議論ができるのかを意識する必要があると思います。

別の事件だけを見る裁判員の方々との間で、どうやったら実りのある議論ができるのかを意識する必要があると思います。

馬渡 裁判官としては、専門家として、他の事件についてはこんなふうに扱われていた中で、今回の事件をどう見ますかという視点もお伝えしています。量刑などは特にそうだと思いますけれども、不公平に取り扱われたと感じさせてはいけないという公平性の原理のお話をしますと、裁判員の皆さんも、自分の感覚とそういった原理との兼ね合いでどう判断すべきかを考えてください。個別性と普遍性を擦り合わせて、みんなが本当に納得できる結論にするために



は、自分が感じたことやその理由を実際に言葉にして本音で議論することが重要だと思います。

林 最高裁の判断では少数意見も示されていますが、全員の意見が全ての面で一致しなくとも、議論の過程で少数意見があつたということは大事なことですよね。

伊藤 そのとおりです。事実認定も量刑も、最終的には裁判員と裁判官の多数決で決することになります。場合によっては全員一致にならないこともあります。ただ、判決には理由を付す必要がありますので、理由が書ける程度のところまでは議論を十分にすることになります。十分に議論をした結果、それでもどうしても結論が合わなければ、多数の意見を判決の理由とすることになるのですが、少数意見も考慮した上で十分に議論を尽くしていれば、その分だけ、説得力のある判断になるはずです。

林 例えば、量刑については、裁判員の方の感覚が、そもそも刑法の規定と全然合っていないこともありますから、事件によっては出でますよね。

伊藤 最初は法律の規定上は科すことができないような刑を科すべきだと考えておられた

裁判員の方も、審理において検察官・弁護人の話を聞き、裁判官と評議をしていく中で納得していただけている場合がほとんどです。刑事裁判がこういう仕組みで進んでいくものなのだとことも、非常によく理解していただいていると思います。そして、裁判員経験者の方々には御自宅に帰ってから、近くにいる家族の方々などに御自身の見聞きしたことを御紹介いただいていると思います。このようなことが蓄積していくけば、結局は、刑事裁判ひいては司法の仕組みを多くの方に理解していただくことにつながります。

馬渡 裁判員の方は色々なバックグラウンドをお持ちで、それぞれ感覚も当然、少しづつ違っているのですが、そういう中で新たな見方に気付いたり、みんなが真剣になって、刑事事件という一つの重いテーマについて結論を出すために議論を交わすということは、ちょっとほかでは得られない経験ではないでしょうか。

林 最近でこそ討議を教育の中に取り入れようという方向になってきていますが、基本的に、日本は説明しなくても分かってもらえるというハイコンテクスト文化の国です。もしかしたら裁判員として選ばれた方々の潜在能力が、評議の場で引き出されているのかもしれませんね。

伊藤 ところで、先生の刑事裁判のイメージはどういったものでしょうか。

林 僕の場合は刑事ドラマでやっているようなイメージですね。実際の裁判とは違うんでしょうね。

伊藤 実は、裁判員の方に法廷で審理の内容を



みんなが真剣になって、刑事事件という一つの重いテーマについて結論を出すために議論を交わすということは、ちょっとほかでは得られない経験ではないでしょうか。(馬渡)

もしかしたら裁判員として選ばれた方々の潜在能力が、評議の場で引き出されているのかもしれませんね。(林)

理解していただくために、当事者も裁判所も努力してきました。この10年間で以前の刑事裁判とは大分姿が変わってきています。

馬渡 もともとの刑事裁判は、膨大な証拠書類を調べて、延々と証人尋問を続けたりしていました。裁判官が記録を法廷の外で一生懸命読み込む中で、一番大事なポイントらしいところが、ようやく分かるということもありました。精密にやっていくという発想があったとは思うんですが、かえって本当に大事なことが何かが分かりづらくなっていたように思います。

裁判員裁判になって、裁判員の方に大量の証拠書類を延々と読んでいただくわけにはいきませんので、証拠は本当に必要な部分に絞った上で、重要なところだけを証人に聞くという方向になってきています。裁判員の方も、疑問に思ったことをすぐに証人に聞くことができます。手続全体が傍聴席から見ても分かるという形に変わっています。

検察官・弁護人も、どうやつたら自分たちの主張を裁判員に分かってもらえるかということを一生懸命考えています。公判審理を始める前には、法曹三者で、事件の争点や必要な証拠について協議し、集中的に審理できるよう計画を立てており、法廷の審理は劇的に分かりやすく変わりました。

林 ただ、僕は「分かりやすさ」には危険も伴うと思っています。元々の言葉を完全に分かりやすく言い換えるというのはなかなかできないことで、多義性を帯びた言葉の一部だけ切り出すというようなことも当然起きてしまっています。自分の中ではAという言葉をA'に言い換えたつもりでも、実はA'にはAの原形なんかどこにもない。それでも、相手にはAという言葉が分かったという感覚



僕は「分かりやすさ」には危険が伴うと思っています。元々の言葉を完全に分かりやすく言い換えることはなかなか難しい。(林)
今は、単に言葉を置き換えるのではなく、裁判員にこの事件で何を判断してもらいたいのか、その核心を抽出するという試みをやっています。(伊藤)

が残りますよね。難しいものは難しいままにしておいた方がよいのではないか、と感じこともあります。

伊藤 我々も、裁判員制度が始まった頃には、まず今ある概念を分かりやすい言葉に置き換えることから始めたんですが、それだけだとあまりうまくいかないことが分かってきました。そこで、今は、単に言葉を置き換えるのではなく、裁判員にこの事件で何を判断してもらいたいのか、その核心を抽出するという試みをやっています。先ほどどの先生のお話を借りると、専門家の普遍的な見方と、裁判員の方々の個別的な見方がちょうどかみ合うような問題設定を探して、みんなが共通に理解して、議論できるようなところまでさかのぼって話をし、判決でもそういう議論の結果を表現しようとしています。その結果、判決の書き方も昔に比べて大分変わったと思っています。

馬渡 どんなに言葉を尽くしてもぎりぎり説明しきれない難しい部分もあるような気がしています。それを見過ごしたような形で、



今、フリーランスの人も増えてきている中で、どういう形で都合をつけてもらうかは、より難しくなってきていますよね。

裁判員の方に分かった気にさせるようなことがあってはならないので、難しい問題ですが、新しい課題として、しっかりと考えていくこうとしているところです。

林 そうですね。いくつかの要素で構成された表現内容について、インパクトの強い部分を分かりやすく伝えると、ほかの部分は分かってなくても分かった気になりますから、そこは気を付けないといけないと思います。

伊藤 もちろん、裁判員の方に法律のプロになってもらう必要は全くないので、まさに、その事件の妥当な解決を導き出すための議論をするに当たって、どのようなところまで理解していただく必要があるかを、専門家の側できちんと考えていくことが重要だと思います。

より多くの方に協力していただくために

伊藤 先生のところには、まだ裁判員の候補者になったという連絡は来てないですね。

林 ええ。いつか来ますかね。(マネージャーに向かって)スケジュール、大丈夫? (笑)
伊藤 裁判員は国民の義務もありますから、できる限り協力していただきたいと思いますが、先生は今、実際問題として選ばれても、裁判員を務めるのはなかなか難しいですよね。

林 仕事に穴を開けまくることになりますからね。

伊藤 もちろん、無理なことをお願いするわけにはいかないのですが、裁判員を務めていただくことは、義務であるだけでなく、体験していただければ、自分たちの社会を維持していく上で非常に重要な仕事であることが分かっていただけるはずです。実際に裁判員を経験された方のほとんどは、経験してよかったですと評価されていますし、世界が広がったとか、生き方が変わったというような感想をおっしゃっていた方も少なくありません。我々としては、できるだけ多くの方に参加していただきたいと思っています。

林 有休を取れるお仕事の方ならば対応しやすいかもしれません、たとえば僕の場合、裁判がある日に「林修の何とか」という番組の収録があったら、現実的には放送





を一度中止するという対応をせざるを得ないかもしれませんですよね。だから、今、フリーランスの人も増えてきている中で、どういう形で都合をつけてもらうかは、より難しくなってきていますよね。

馬渡 本当にご都合のつかない方は辞退をお認めしていますが、実際に来られる方は様々なバックグラウンドをお持ちで、その幅広さによって充実した議論ができると思っています。

林 そういう方が発信源となって、いい経験だったということを広めてくれることには、大きな意味と効果がありますよね。

伊藤 そうですね。ただ、残念なことに、最近は辞退の申出もされずに来ない方が少しずつ増えています。仮に、自分が行かなくて誰かがやるでしょうといった判断をされているのであれば、この制度を続けていく上で大きな支障になりかねません。

林 今、全てが二極化していて、非常に忙しい人と時間のゆとりのある人の差が大きくなっているように思います。だから、非常に忙しい人たちは物理的に厳しいと思うのですが、是非とも参加してみれば、色々と得ることがさらにあって、御自身のスキルアップにつながるということを考えられるのではないかでしょうか。

馬渡 公的な事柄に対して、これだけコミットできるという制度ってあまりないと思う

んですよね。最初は義務だから来ましたという感じで来られた方も、どんどん事件にコミットして、全身全霊で取り組んでやり切ったと、最後は本当に晴々とした顔で、みんなとの別れを惜しみながら去っていくことがあります。そういう醍醐味のある経験なんだというごとの発信がまだ足りないのかもしれません。

林 和田伸一郎さん（※2）が『メディアと倫理』という著作で書いていることですが、現代社会って他者と関わらないで生活できちゃうんですよね。公空間から遮断してしまっても快適に暮らしてしまう。だか

ら、そういう人たちを公空間に関わらせるためには、よほどの「力」を加えないとい難しい。そういう人たちに「いい制度ですよ」と言っていても、「いい制度らしいですね」とネットに書き込むだけで終わってしまうんですね。

裁判員制度のこれから

伊藤 裁判員制度は10年経って、刑事裁判の手続の一つとしては定着してきたと思うのですが、先生のお話を伺っていますが、社会全体の問題として見た場合にこの制度が定着したと言えるようになるまでには、まだ時間がかかるのかなと思うのです。我々としてはこの制度のよさをきちんと外に伝えていく責任があると思っていますし、そうしないこれまで裁判員裁判に参加していただいた方々にも申し訳ないように思

ます。

林 公空間に身を現さなくとも快適に過ごせている人たちを公空間に引き出すためには、相当大きなきっかけが必要ですよね。そういう人々は独自の情報収集ルートを持っていて、そこから得られるコミュニティもありますから、その壁をぶち破ってでも、公空間に身を現わすことはこんなにもいいメリットがあるということをどう伝えるかです。簡単にずっと来てくださる方もたくさんいるでしょうけど、連絡もしないで欠席してしまう方たちの中には、そういう人たちもいるかもしれないですね。不思議なもので、歴史から見れば、選挙権を与えるという運動があって、公空間に関わる権利を獲得してきたのに、私的領域が充実すると、その権利を自ら放棄して、奥に引っ込んでしまう。皆さん、それを引っ張り出そうと、大変なお仕事に取り組まれているわけですね。僕自身も、公共との積極的な関わりを持たないで法的安定性のただ乗りをやっているんだなという反省を、今、抱いています。

伊藤 先生にそういうことをおっしゃっていたら、こと自体が非常にありがとうございます



僕自身も、公共との積極的な関わりを持たないで法的安定性のただ乗りをやっているんだなという反省を、今、抱いています。

し、今日、対談させていただいて本当に良かったと思います。

先生も裁判員候補者に選ばれた場合には、スケジュールの都合をつけて、是非御参加いただきたいと思います。評議の秘密は困りますが、裁判員としての経験や感想をテレビでお話しされたり、あるいは予備校で講義に使われたりすることも可能ですか。是非前向きに御検討していただくようお願いいたします。

林 今日の重い宿題として、持ち帰りたいと思います（笑）。

（対談日 2019年1月6日）



裁判官による出張講義同行ルポ ~ 2018.10.31 ~



【愛知県立小牧南高校】

講師を担当したのは、名古屋地方裁判所刑事第5部の西山志帆裁判官です。講義を行う前に西山裁判官にお話を聞いてみました。

Q 高校生の皆さんの中で講義を行うにあたり、準備などで工夫した点はありますか。
(西山裁判官)

将来、裁判員に選ばれるかもしれない高校生の皆さんに、どうすれば制度に関心を持つてもらえるのか、皆さんに何を聞きたいのかを考えながら準備しました。



【講義を行う西山裁判官】



【講義を受ける小牧南高校1年生のみなさん】

今回、講義を聞いてくれたのは319名の1年生の皆さんです。

講義の中では、裁判官としての経験を踏まえながら、裁判所や裁判官の仕事、そして民事裁判や刑事裁判の説明がありました。

また、裁判員制度について、制度の目的や裁判員に選ばれるまでの流れ、実際に裁判員に選ばれたら何をするのかといった点の説明がありました。生徒の皆さんには配布されたパンフレットをめくりながら、熱心に講義に耳を傾けていました。

講義の終盤では、裁判官が実際に法廷で着る法服を披露しました。せっかくの機会なので、生徒の皆さんにも法服を着てもらいました。



裁判員制度

平成30年10月31日、愛知県小牧市にある、愛知県立小牧南高校で裁判官による出張講義が行われました。

小牧南高校は、「知・行・恕（ち・こう・じょ）」の校訓のもと、アクティブ・ラーニングによる授業を行い、生徒全員がより深く学び、「思考力・判断力・表現力」を磨ぐように努めています。



【法服を着る様子】

感想を聞かれた広さんは、「ハリーポッターの世界に入ったような気分。」「実際に着てみると着づらいです。」などと答えてくれました。

最後に西山裁判官から、「是非裁判所に傍聴に来てください。そして、将来、裁判員候補者に選ばれたときに今日の講義を思い出してくれたら嬉しいです。」とのメッセージがありました。

講義後、4名の生徒さんと地歴公民科の長田先生に、講義の感想などをお聞きすることができました。

Q 今回、裁判所に出張講義を依頼されたきっかけを教えてください。

(長田先生)

裁判員制度について、制度に精通している方から直接講義を受けることで、生徒たちが将来、裁判員の役目を担うことになったときにスムーズに行えるようにしたいとの思いから依頼をしました。

Q 本日の講義の感想を聞かせてください。
(加藤さん)

国民として、裁判員制度というものは知っておかないといけないと思いますが、なかなか知る機会がないので、このような機会を設けていただき、とてもためになりました。

Q 将来、もし裁判員に選ばれたら、やってみたいと思いますか。
(上田さん)

裁判員に選ばれたら、不安を感じると思いますが、講義を聞いて裁判員裁判が一般人にも理解できるように色々と工夫されているということがわかったので、もし選ばれたら、やってみたいと思いました。

(村松さん)

裁判には法律の知識が必要だと思っていたが、裁判官にしっかりと説明してもらえるのなら、自分が裁判員になっても、そこまで不安はないかなと感じました。

Q 本日の講義を聞いて、今後に向けて何か考えたことがあれば教えてください。
(角田さん)

裁判員制度について具体的なイメージを持つことができました。今日、自分たちが知ったことを、知らない人にも伝えていいないといけないと思ったので、私も裁判員制度について積極的に話してみようと思います。



~愛知県立小牧南高校の皆さん、ご協力ありがとうございました~

※ 裁判所では、裁判官による出張講義を行っています。ご興味をお持ちいただいた方は、お近くの地方裁判所総務課までお問い合わせください。

各地方裁判所の広報行事については、ウェブサイトもご覧ください。

〇〇地裁 広報活動 検索

裁判員経験者との座談会

～未来の裁判員の皆様へ～



前列左より伊藤智さん、坂本弘子さん、荻原雅博さん
後列左より村越一浩裁判官、藤田まり絵裁判官

はじめに

村越 裁判員制度は、本年5月21日に10周年を迎えます。これまでに8万6000人以上の方に裁判員等として裁判員裁判にご参加いただきましたが、国民の皆様の大半は裁判員裁判を経験しておらず、裁判員になることに不安を感じている方もいらっしゃるかと思います。そこで、本日は、裁判員を経験された方々の生の声を国民の皆様にお伝えしたいと考え、皆様にお集まりいただきました。まずは、自己紹介をお願いします。

伊藤 普通にサラリーマンをしています。私が経験したのは殺人未遂の事件でした。

坂本 私も会社勤めで、担当したのは放火の事件です。

荻原 私も会社員で、担当したのは強盗致傷の事件でしたが、裁判員を経験するまでは、裁判所とは縁もゆかりもないと思っていたので、裁判所から通知が来たときは、そういうふうに思っていました。

村越 通知とは、裁判員候補者の名簿に記載され

ましたという通知ですね。他の二人は、その通知をご覧になってどういう気持ちになりましたか。

坂本 そうですね。その時点では何か自分事とは思えなくて。裁判員制度についても、一般市民も参加するんだなという程度の認識しかありませんでした。

村越 伊藤さんも同じような感じでしたか。

伊藤 ええ。私は、とても興味を持っていましたので、通知が来たときはすごく嬉しかったです。

一同 オー（驚嘆）

村越 それなら、具体的な事件で候補者に選ばれましたので選任手続期日に来てくださいという2つ目の通知が来たときは。

伊藤 「よし、もちろん行くよ！」と（笑）。選定手続で裁判員に選ばれた時も本当に嬉しかったですが、実はその気持ちは次第に変わっていくんです。

村越 心境の変化ですか。是非、後はどうかがいたいで



荻原 最初に思ったのが仕事の調整で、選ばれた場合には会社を休まなくてはならないので、会社の制度がどうなっているのかが気になりました。確認してみたら、制度もちゃんとあって、雰囲気的にも、裁判員に選ばれたらちゃんと行きなさいというような感じだったので、参加し易かったです。

坂本 事件のことを考えないといけないと思うと若干気が重かったですが、断ろうとは思いませんでした。私も、仕事の調整が大変だと思っていたのですが、実際に裁判員に選ばれたことを上司に報告したら、「面白そうじゃないか、行ってこいよ。」と言われ、国民の義務みたいなものだから行った方がよいよというような感じで周りが理解してくれたので、意外にスムーズに仕事の調整もできました。



法廷での審理

村越 実際の法廷での審理はどうお感じになりましたか。

坂本 すごく驚いたのは、冒頭陳述でワードでベタ打ちしたような資料が配られるのかと思いや、検察官と弁護人から提出された資料はとても分かりやすくて、必要な情報が1枚の紙にコンパクトにまとめられていたので、それぞれの主張が良く理解できました。要望としては、もう少しゆっくり話していただけとメモを取りやすいと思いました。

伊藤 私も資料はびっくりしました。よくできていて、時系列で書かれていたりだと。聞き



荻原雅博さん

裁判員経験者との座談会

慣れない言葉は当然でしたが、特にわかりにくいということはなかったです。

荻原 証拠調べも、映像や、現場の地図、写真など、目で見てわかるものが多く出てきたので、専門用語のようなものも出てきましたが、わかりやすかったと思います。

村越 裁判官として心掛けていることはありますか。

藤田 初めての法廷で緊張される方もいらっしゃると思いますので、冒頭陳述の後に少し長めの休憩を入れて、緊張をほぐしてもらったり、質問に答えるなどして、裁判官からもサポートできるような工夫をしています。

評議について

村越 それでは、伊藤さんはどうですか。先ほどのお話しだと、心境の変化があったとか。

伊藤 ええ、選ばれて単純に嬉しいと思しながら裁判に臨んだのですが、いざ法廷に入ると傍聴人がたくさんいて、被告人を目の当たりにし、そして、被告人の父親から、被告人の生き立ちや胸に秘めた思いなどを聞いているうちに、本当に真剣に取り組まなければという気持ちに変わっていきました。評議でも、私を含めてみんな活発に意見を言い合い、非常に良い評議ができたと思っています。

村越 本当に充実した評議をされたんだろうなということはお話を聞いてすごく感じました。他の方はどうでしたか。

坂本 私も、裁判員が意見を言い易いように裁判長や陪席の方が雰囲気作りをしてくれましたので、自分の意見をしっかりと伝えることができましたし、他の裁判員もそれぞれが、自分はこういう理由でこう思うということをストレートに話していました。その中で、能天気に暮らしている自分ではない、社会の一員としての自分みたいなものを改めて自覚しました。



坂本弘子さん

荻原 私も同感です。評議を上手く進行してくれ

トピックス2

裁判員経験者との座談会

たので、みんな活発に意見を述べていました。中には、自分がこんなに話せることに初めて気付きましたという裁判員もいたくらいで。

村越 私は、いい結論を出すためには、お互いが思っていることをきちんと出していただくことが重要なことと思っています。そこで、いつも評議の始めに、ホワイトボードに「ためらわないでください」と書いて、質問すること、意見を述べること、反論すること、意見を変えることという4つの「ためらわない」を裁判員にお願いしています。どの裁判官も評議の際に色々な工夫をしていると思います。

藤田 裁判員裁判を通じて私も勉強させてもらっています。裁判員の方々の声を聞いたり、疑問に答える中で、法律の趣旨や解釈の理解が深まったり、刑を言い渡す重さを改めて実感したりしています。これからも1件1件大事に裁判をしていきたいです。

印象に残っていること

村越 裁判員を経験されて印象に残っていることはありますか。

坂本 最後に話し合ったときに、評議ではみんなと同じように一生懸命意見を言っていた方が、裁判員はありがたい経験だったけど、できればやらずに過ごしたかったとも思う、と話していました。裁判では、いい話ではないものも聞かなければならぬないので、なかなか難しいなと思いました。ただ私としては、何か本当に社会の一員なんだということを改

めて感じさせてもらえたので、すごくいい時間を頂戴できたと思っています。

未来の裁判員の方へ

村越 最後に、未来の裁判員に向けてメッセージをいただけませんか。

伊藤 選ばれるまでは不安に思うかもしれません、その必要は全くないと自分が経験して思いました。知識も特に必要はないですし、裁判官もしっかりサポートをしてくれます。重要なのは、事件に真摯に向かい真剣に考えることで、人間的成長につながる、日常にはない経験ができます。

坂本 自分以外の人生をこんなにも真剣に考えたのは初めてでした。仕事も生活環境もバラバラの人達が、みんなで真剣に被告人一人の人生を考えることで、自分の生き方とかを振り返る貴重な機会になりました。司法も人間が担う温かみのあるものだと実感できましたし、仕事が忙しい方にこそぜひ経験して欲しいと思います。

荻原 今まで自分の経験とか周りの常識など物事を考えていましたが、裁判員を経験し、本当にそうなのかということを、もっと自分で考えないといけないと気づかされました。私も働いている人ほど、積極的に参加した方がよいと思います。

村越 とても前向きで熱いメッセージを頂戴しました。本日は本当にいいお話をありがとうございました。



トピックス3

裁判員経験者からの手紙

裁判員経験者からの手紙

平成21年5月21日のスタートから10年を迎える『裁判員制度』について、平成30年12月末までに裁判員・補充裁判員に選ばれた方は、88,987人！

裁判員経験者の方から裁判所に届いたお手紙をご紹介します。

先日裁判員裁判に参加した〇〇と申します。アンケートでは書ききれなかった感想をお伝えしたく、お便り致しました。

これまで事件というものは、どこか遠い世界で起きていることのように感じていました。しかし実際は被害者も被告人も、私と同じように日常を生きてきた人間でした。自分がいつどの立場になってしまふかはないと突きつけられた気がします。事件については多くを考えさせられました。

今回、裁判官という職業の方たちに初めてお会いし、イメージが一変しました。特権階級で、私とは全く違う人種だと思っていたが、同じように食べ、笑う、生身の人間だと気づきました。素人丸出しの質問をした際にも、わかりやすく丁寧に教えてくださり、とてもいい雰囲気で話し合うことができました。もし裁判員制度が、一般人に裁判を身近に感じてもらうという意味だけでなく、それまでの凝り固まった裁判を活性化させるという側面もあったのならば、素人冥利に尽きます。

また接点のなかった生活、職業、年齢の裁判員の方たちと出会えたことも得難い経験でした。全員で納得するまで話し合った時間は、私の世界観を広げてくれました。もう揃ってお会いする機会がないのが不思議でなりません。短い間でしたが、あの評議室での景色を思い出すと、たまらなく懐かしい気持ちになります。

裁判員裁判を通して、裁判とは大変面白く興味深いものだと知りました。今は裁判官が学校に裁判を教えに行く機会があるとのこと、大変素晴らしいことだと思います。証拠を見聞きし、疑問や考えを抱き、発言すること。かといって自分の意見に固執せず、他人の考えに耳を傾け、時には自分の考えを手放すこと。私が裁判で経験したこれらのことは、人として身に付けたい素養でもあります。若い頃に裁判を身近に体験できた世代は、私世代よりも器の大きい大人になるかもしれません。

最後に、この制度に携わっている皆様にお礼を申し上げます。もしまだ候補者の呼出状が届いたら、喜んで参加させていただこうと思います。



トピックス4

家庭裁判所70周年を迎えて

～家庭裁判所の誕生、あゆみ、そして展望～

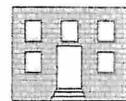
平成31年(2019年)1月1日、家庭裁判所は創立70周年を迎えました。家庭裁判所が、変化する社会や家族のあり方とどのように向き合い、あゆみを進めてきたのか、節目となるこの年に振り返ってみます。



かーくん

家庭裁判所の誕生

家庭裁判所は、昭和24年(1949年)1月1日、家事審判所と少年審判所を統合するかたちで誕生しました。



家庭に関する事件を扱う
家事審判所



少年に関する事件を扱う
少年審判所



家庭裁判所の設置を知らせるポスター

法律的な判断に重点を置く伝統的な裁判所と異なり、家庭裁判所は、法律的な枠組みを前提としつつも、家庭内の問題の解決や少年の立ち直りのために、家庭裁判所調査官が行う科学的な調査などに基づき裁判官が適正な解決をすることが、その任務とされました。

世界的にも先進的な
制度だったんだ。



家庭裁判所のあゆみ

昭和24年
(1949年)

S24 家事事件 少年事件

家庭裁判所が扱う事件は、出征軍人の戸籍や相続のトラブル、戦災孤児の非行など、戦争の傷跡や貧困が背景にあるものが大多数でした。

昭和41年
(1966年)

S41 家事事件 少年事件

復興が進み、高度経済成長の下で国民生活が安定していくと、家庭裁判所を取り巻く環境も変化していきます。自家用車の普及により交通事故が多発すると、少年事件の件数はピークに達しました。

家庭裁判所70周年を迎えて

平成4年
(1992年)

H4 家事事件 少年事件

「定年離婚」、「成田離婚」、「バツイチ」が流行語になるなど、結婚観の変化が社会現象となる中で、離婚に関わる事件が増加しました。

平成12年
(2000年)

H12 家事事件 少年事件

3人の裁判官の合議体が審判を行う制度が少年事件に初めて導入されました。さらに、少年事件で被害を受けた方が事件記録を閲覧できるようになりました。

また、高齢化社会を背景として、判断する能力が十分でない方の権利を守る成年後見制度が始まりました。

平成16年
(2004年)

H16 家事事件 少年事件

夫婦や親子の関係をめぐる訴訟の管轄が、地方裁判所から家庭裁判所に移され、家庭の問題を解決するための手続がより利用しやすくなりました。

平成20年
(2008年)

H20 家事事件 少年事件

重大な少年事件で被害を受けた方が非公開の審判を傍聴できるようになりました。被害を受けた方に審判の状況を説明する制度も創設され、家庭裁判所は、被害を受けた方の心情に配慮しつつ少年の健全な育成を図ることが求められています。

平成25年
(2013年)

H25 家事事件 少年事件

家事事件の手続をさらに利用しやすくするため、家事事件手続法が施行されました。家庭裁判所は、法の趣旨をふまえ、紛争解決機能の強化に取り組んでいます。

少子化などを背景に、子どもの親権をめぐる事件など、家庭裁判所が扱う家事事件の数は増え続けて、平成29年には初めて100万件を突破したよ。

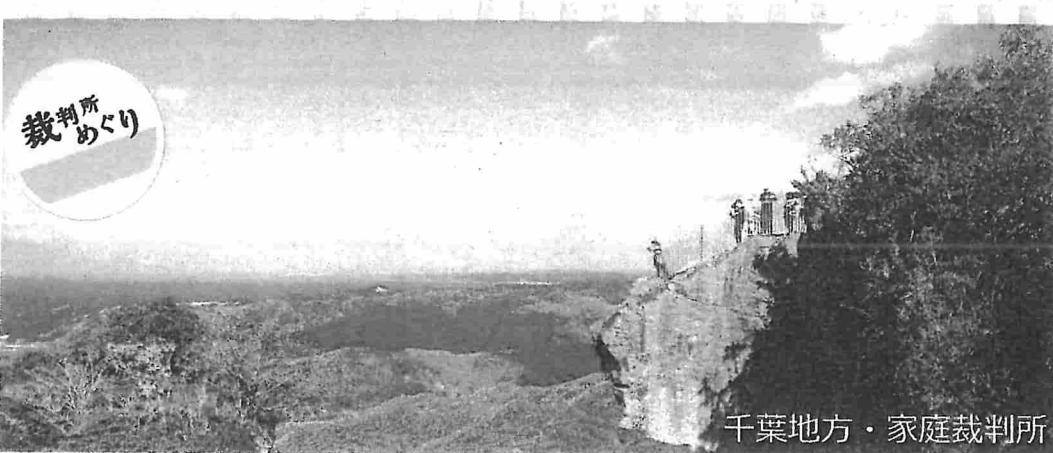


より良い家庭裁判所を目指して*



新しい裁判所として期待を受けて出発した家庭裁判所は、このように戦後の日本とあゆみをともにしてきました。

家庭裁判所は、これからも国民の生活と深くかかわりながら、その役割を誠実に果たしてまいります。



千葉地方・家庭裁判所

館山

千葉県は日本の南東に位置し、かつての安房、上総、下総の房総三国から成る地です。

四方を海と川に囲まれ、古くから海の幸、山の幸に恵まれてきました。銚子港をはじめ多くの港を抱える要衝地でもあり、さらには成田国際空港によって空の玄関口として、日本と世界をつなぎます。

千葉県内には、千葉市に地方・家庭裁判所の本庁及び千葉簡易裁判所があり、他の市町村には7つの支部（佐倉、一宮、松戸、木更津、館山、八日市場、佐原）、1・0の簡易裁判所（佐倉、千葉一宮、松戸、木更津、館山、八日市場、佐原、市川、東金、銚子）、1つの家裁出張所（市川）があります。

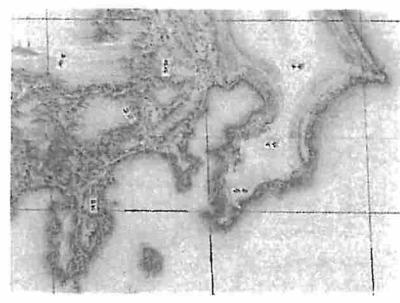
各所には様々な歴史が息づいています。たとえば佐倉は江戸時代に蘭学（中でも蘭方医学）が盛んな地として知られ、「西の長崎、東の佐倉」と謳われたほどでした。ここには関東地方では最大級となる武家屋敷群も現存しており、隣接する竹林の古径の美しさと共に城下町として栄えた当時の面影を色濃く残しています。

歴史がはじまる場所

平安時代中期の1020年、上総の地（一説には現在の市原市）を端として、日々の思いを綴りはじめた一人の女性がいました。彼女の綴った文章は後に広く世に読まれ、平安日記文学の代表作にも数えられています。菅原孝標女の『更級日記』です。

平安時代後期には、石橋山の合戦の後、源頼朝が房総の地で再起をはかるべく挙兵します。千葉介だった千葉常胤は、いち早く頼朝のもとに参陣し、鎌倉時代のはじまりを後押ししました。昨年生誕900年を迎えた常胤は、鎌倉時代に重要御家人として活躍し、この「千葉」が県名として後に残りました。

江戸時代後期には、佐原支部がある現在の香取市などで伊能忠敬が活躍します。1821年、その遺業を継いだ弟子たちによって『大日本沿海輿地全図』が完成し、実測をもとにした地図によって、はじめて日本本土の正確な形が明らかになりました。同じ時代、曲亭馬琴が『南総里見八犬伝』を完成させます。南総の地（現在の南房総市等）を舞台にしたこの作品は、歌舞伎の演目や映画など様々なジャンルで語り継がれています。



大日本沿海輿地全図 提供：東京国立博物館

山紫水明



湧滝の滝 提供：千葉県君津市

2020年 世界の舞台に

房総半島の東（外房）には、日本の渚百選にも選定されている九十九里浜があります。源頼朝が1里ごとに矢を立てたところ、99本に及んだことが名称の由来とする説もあるようです。この周辺の海岸線を北から見渡せば、銚子、八日市場、東金、一宮へとそれぞれの裁判所の管轄区域を辿ることができます。

九十九里浜の南端に位置する長生郡一宮町の釣ヶ崎海岸は、オリンピック東京2020大会のサーフィン競技会場になっています。一宮は都心からのアクセスも良く、休日には世界最高レベルともいわれる波を求め、多くの人が訪れるサーファー憧れの地です。



長生郡一宮町

世界に向けて



犬吠埼の灯台

房総半島の東端にある銚子は、全国屈指の水揚量を誇るだけではなく、江戸の台所を支えたといわれる醤油の代表的生産地です。

その最東端にある犬吠埼の灯台は、海路標識として暗い海に向かって閃光を放ち、自らの位置を船舶に知らせています。『宝島』の作者スティーブンソンとも縁のある会社から派遣された灯台技師が携わったこの灯台は、歴史的重要性などから世界の灯台百選にも選ばれています。

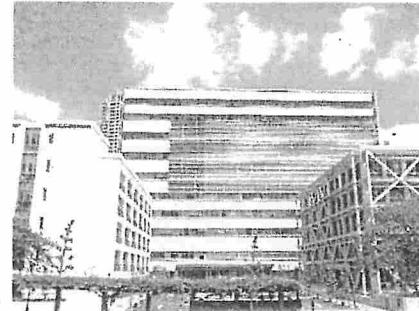
トピックス5

国際知財司法シンポジウム2018について

開かれた安全な裁判所を目指して

千葉地方・家庭裁判所本庁は、裁判員制度施行を見据え、平成21年3月に新庁舎が竣工されました。10階建ての新館は、来庁者の利便性だけではなく、安全性を考えて設計されています。

本庁の建物は、裁判員制度施行と同じく、今年で10周年を迎えます。裁判員制度とともに歩みを進めた10年間を振り返りながら、より開かれた裁判所を目指し、国民の信頼と期待に応えていくことができるよう、これからも努力していきます。



千葉地方・家庭裁判所本庁

裁判員制度施行10周年を迎えて

裁判員制度は、本年5月に制度施行10周年を迎えます。

千葉地裁では、平成30年12月末までに1207件の裁判員裁判が実施され、累計件数が全国で最も多い裁判所となっています。管内に成田国際空港があることから、外国からの覚せい剤密輸事件が多いことが特徴です。裁判員裁判の件数が多いため、裁判員として選ばれる人数も多く、既に9150人以上の方が裁判員・補充裁判員を経験されました。

平成30年1年間の裁判員等経験者のアンケート結果(全国)によると、裁判員に選ばれる前は、「積極的にやってみたい」と「やってみたい」と思っていた方は合わせて39.5%でしたが、裁判員裁判に参加した後の感想は、96.7%の方が「非常によい経験を感じた」あるいは「よい経験を感じた」と回答され、裁判員裁判に参加したことなどで多くの方に充実感を得ていただいたようです。

千葉地裁では、これから裁判員を経験される可能性のある皆様に、裁判員制度への関心や理解を深めていただけるよう、様々な取組みを行っています。例えば、夏休みや冬休みには、小・中学生を対象に、童話等を素材とした教材を使用して、模擬裁判を行っています。子供たちには、有罪か無罪かを判断してもらい、有罪であれば刑期も考えてもらいます。子供たちは活発に意見を言い合って、模擬裁判は盛り上がりを見せており、好評です。

また、裁判官が企業や学校等に出向いて、裁判員制度や刑事裁判についてお話を「出前講義」もあります。裁判員制度に関する疑問などを裁判官に直接聞けることから、敷居が高いというイメージを持っていた刑事裁判が身近に感じられたとの声が寄せられています。このほか、団体による裁判員裁判の傍聴や法廷の案内等は随時受け付けています。10周年である本年は、裁判員経験者や法曹関係者と協力して様々な広報企画を活発に行っていく予定です。是非、裁判員裁判に積極的に参加してください!



平成30年度夏休み広報行事



【パネルディスカッションの様子】

平成30年10月31日から11月1日までの2日間の日程で、最高裁判所、知的財産高等裁判所、法務省、特許庁、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットの共催により、「国際知財司法シンポジウム2018」を弁護士会館講堂クレオにて開催しました。



【挨拶を行う山本最高裁判事】

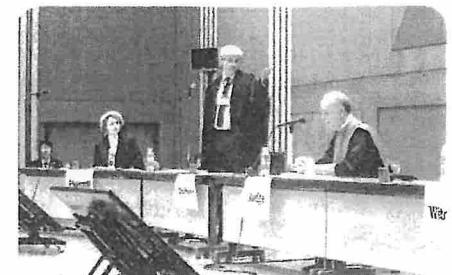
昨年秋には、中国、韓国及びASEAN諸国の裁判官らを招いて開催しましたが、2回目となる今回は、欧米の著名な裁判官や審判官等を招いて、「知財紛争解決の国際的連携に向けて」をテーマに行いました。

1日目には、山本庸幸最高裁判事による開会挨拶の後、日本・ドイツ・フランス・イギリス・アメリカの裁判官及び弁護士による「特許権侵害訴訟における特許の有効性」をテーマとした

5か国の模擬裁判とその結果を踏まえたパネルディスカッションを実施しました。知財訴訟に関する国際的な相互理解を深める上で、日本の模擬裁判だけでなく、欧米の模擬裁判も実際に見ることができる機会は貴重なものでした。

2日目には、日本の特許庁、米国特許商標庁及び欧州特許庁の審判官らによる特許無効審判に関する講演と仮想事例を用いたパネルディスカッション、質疑応答が行われました。質疑応答の場面では、会場の参加者から多くの質問が寄せられていました。

2日間で延べ約900の方に参加いただきました。大盛況のうちに終了しました。本シンポジウムは、欧米の知財司法をめぐる最新情報に触れ、我が国の知財司法制度についての理解も深まる有意義な機会となりました。



【イギリスの模擬裁判の様子】

ドイツにおける国民の司法参加

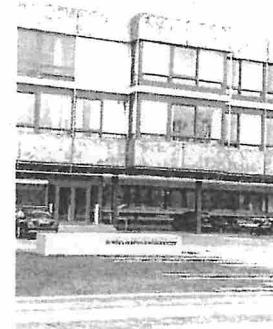


【州都マインツのクリスマスマーケット】

はじめに

我が国で裁判員制度が導入されて間もなく10年が経過しようとしています。一般市民による刑事訴訟への参加という大きな変革から節目となる10周年を迎える、蓄積された事例を検証してより良いものを作り上げていくことが目指されています。

私は、平成29年7月から1年間、ドイツ連邦共和国に滞在し、ラインラント＝プファルツ州内の複数の都市において実務研修を行いました。ドイツでは、刑事事件だけではなく、日本では職業裁判官のみが審理をする専門的分野においても、広く一般市民が審理に参加します。実務研修を通じ、市民裁判官が関与する



【連邦憲法裁判所】

審理にも多く接したこと、市民による司法参加が根付いているドイツの文化を肌で感じることができました。

ドイツの司法制度

ドイツにおいて、裁判権は、通常裁判権、行政裁判権、労働裁判権、社会裁判権及び財政裁判権の5つの系統に区分され、この区分に従い、各州に、地方裁判所、行政裁判所、労働裁判所、社会裁判所及び財政裁判所が設置されています。

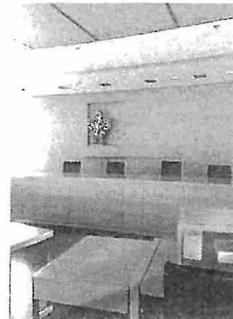
刑事案件は通常裁判権に属し、2名の参審員が裁判体に加わります（職業裁判官は事件により1名ないし3名）。他方、同じく通常裁判権に属する民事事件では、基本的には職業裁判官のみが審理を担当しますが、商事事件に限り、商事裁判官と呼ばれる市民裁判官が2名加わり、職業裁判官1名とともに審理を担当することがあります。その他の特別裁判所のうち行政裁判所、労働裁判所及び社会裁判所においては、第1審、控訴審とともに、いずれも名譽職裁判官と呼ばれる市民裁判官が2名加わり、職業裁判官とともに審理を担当するのが一般的です。

市民裁判官の実情

それでは、市民裁判官が加わる審理の様子はどうなものでしょうか。ここでは、私がマインツ行政裁判所において法廷や評議を傍聴して見聞した市民裁判官の実情について、その一端をご紹介したいと思います。

行政裁判所の第1審においては、基本的に3名の職業裁判官と2名の名譽職裁判官で合議体が構成されます。行政裁判所の名譽職裁判官は、満25歳以上のドイツ国籍を有する者で裁判所の管轄内に居住していることといった一般的要件で選出されているので、行政事件の分野に関する専門的知識を有しているわけではありません。呼出状を持参して裁判所を訪れた名譽職裁判官は、まず、当日の期日一覧表を交付され、その日にいかなる事件の期日が予定されているかを知らされます。期日は少ないときで1件、多いときで5件程度です。職業裁判官3名は、事前に合議をした上で期日を迎えますが、名譽職裁判官は、期日当日に主任裁判官又は裁判長から20分程度事案についての簡単な説明を受けるのみで法廷に臨みます。審理は基本的に1回の期日で終結し、期日後には判決に向けて評議が行われます。評議の際には必ずと言ってよいほどコーヒーとお菓子が用意されているのがドイツ人らしいところです。

私が傍聴した限りでは、法廷において質問や発言をする名譽職裁判官は皆無でした。評議の場面においても、名譽職裁判官が何か積極的に職業裁判官と異なる意見を述べたりするようなことは少なく、職業裁判官から、



【連邦通常裁判所の法廷】

法律の規定や判決の方針につき説明を受けると、内容につき若干の確認をした上で、主文の書かれた用紙に各自がサインして評議が終了します。職業裁判官によれば、名譽職裁判官に判断過程を理解してもらうため、より分かりやすい説明を心掛けているとのことです。

評議の合間、ある名譽職裁判官に、法律の知識がないと行政事件は難しいと思われるが、市民が名譽職裁判官として裁判に加わることの意義についてどう思うかを尋ねてみたところ、“判決は国民の名で言い渡すからだよ、日本では誰の名で言い渡すんだい？”と逆に質問されたのが印象的でした。たしかに、ドイツでは、判決の冒頭に“Im Namen des Volkes(国民の名において)”という言葉が付されます。

おわりに

以上のようなドイツにおける市民裁判官の関与の在り方は、日本の裁判員裁判が目指す実質的な関与とは趣が異なるというのが率直な感想ですが、広い分野における市民の司法参加は、職業裁判官による公正な審理、ひいては司法に対する国民の信頼に繋がっていると感じた次第です。

（盛岡地方裁判所判事補 高部 祐未）



【高等行政裁判所・プロッカー長官と】



裁判員制度

司法の窓（第84号）

2019年5月発行

最高裁判所

東京都千代田区隼町4番2号

裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/>

写真、イラスト、鼎談記事及び記名記事以外の転載は自由です。
(本誌は再生紙を使用しています。)

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます

[裁判手続案内](#) [最高裁判所・各地の裁判所](#) [裁判例情報](#) [統計・資料](#) [採用情報](#) [関連情報](#) [裁判所について](#)

裁判員制度10周年を迎えて

[トップ](#) > [裁判所について](#) > [トピックス](#) > 裁判員制度10周年を迎えて

令和元年5月

裁判員制度10周年を迎えて

最高裁判所長官 大谷直人

司法に対する国民の理解を深めて、その信頼の向上につながることが期待されて導入された裁判員制度は、今月21日で制度10周年を迎えます。制度の導入を受けて、公判審理が、法廷で的確に心証を探れる、活性化したものを目指して大きく変化するとともに、裁判員の方々の視点・感覚を反映し、より多角的で深みのある判断が示されるようになるなど、この10年間、戦後最大の刑事司法の改革が概ね順調に歩み統けていることに大きな感慨を覚えます。そして、こうした全く新たな裁判制度が円滑に導入できたのは、裁判員又は補充裁判員として裁判に参加いただいた約9万人の方々はもとより、裁判員候補者として選任手続にお越しいただいた約34万人、裁判員候補者全体でいえば約290万人の方々をはじめとする、国民の皆様の理解と協力の賜物であると考えています。この場を借りて深く感謝を申し上げます。

10周年は、この間に約1万2000件の裁判が全国で行われたことと相まって一つの区切りに到達したということができるでしょうが、諸外国における刑事裁判への国民参加の歴史と比較すれば、裁判員制度はまだ草創期にあるといつても過言ではなく、制度の運用もいまだ完成途上にあるというべきです。例えば、公判前整理手続の長期化、裁判員候補者の辞退率の上昇等の課題はつとに指摘されているところですし、裁判員と裁判官との眞の意味での協働を実現し、判決においてそれを目に見える形として示していくための検討は、今後更に深化させていくことが望まれます。さらに、裁判員裁判で生じた刑事裁判の変化を他の分野の裁判にどう広げ、我が国における刑事裁判の全体像をどう作り直していくかという問題についても、これから腰を据えて取り組んでいく必要があります。こうした諸課題を前にして、まずは、蓄積された約1万2000件の裁判員裁判の経験を、裁判官をはじめ、制度を運用する法曹三者が改めて振り返り、成果を共有するとともに改善策を検討し、次の時代の実務に反映させていく作業を協力しながら統けていく姿勢が求められます。今般、最高裁判所事務総局において裁判員制度10年の総括報告書を取りまとめましたが、これはそのための取組の一つといえます。加えて、裁判員制度を引き続き安定的に運用していくためには、国民の理解と協力が不可欠です。将来の制度の担い手である学生・生徒の皆さんに対する出張講義や裁判員経験者の方々の協力を得ての広報行事、制度実施に当たり協力をいただいたいた団体への働きかけなど、裁判所として、様々なレベルで地域社会との交流を続けていくことも必要です。

裁判員制度10周年は一つの通過点にすぎません。この制度の意義の重さに思いを致すとき、私たち司法に携わる者は、今後堅実に、より大きく育てていかなければならぬと思っています。

裁判所について

[裁判所の組織](#)[裁判所の仕事](#)[裁判所の予算・決算・財務審査](#)[各種委員会](#)[裁判所の環境施策](#)[裁判所の災害対策等](#)[裁判所における障害者配慮](#)[裁判所における犯罪被害者保護施策](#)[広報誌「司法の窓」](#)[司法制度改革](#)

トピックス

[三浦守最高裁判事就任記者会見の概要](#)[草野耕一最高裁判事就任記者会見の概要](#)[宇賀完也最高裁判事就任記者会見の概要](#)[大谷最高裁判所長官による憲法記念日記者会見の概要](#)[大谷最高裁判所長官による記者会見「裁判員制度10周年を迎えて」の概要](#)[ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の新しい運用の開始について](#)[ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の運用の開始について](#)[最高裁判所長官談話（平成29年9月3日）](#)[最高裁判所長官談話（平成31年4月30日）](#)[最高裁判所長官談話（令和元年5月1日）](#)[最高裁判所長官談話（平成28年10月27日）](#)[最高裁判所長官談話（平成26年6月8日）](#)[大谷最高裁判所長官の就任談話「日本の民事裁判制度についての意識調査」の終了について](#)[「日本の民事裁判制度についての意識調査」への協力について認証等用特殊用紙の使用についてのお知らせ](#)[憲法記念日を迎えるに当たって](#)[裁判員制度10周年を迎えて](#)[憲法記念日を迎えるにあたって](#)[最高裁判所長官談話「東日本大震災から9年を迎えて」](#)[最高裁判所長官談話](#)[中止裁判所長官の用紙を用いて](#)

(庶ろー06)

令和元年6月13日

地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局刑事局長 安 東 章

最高裁判所事務総局広報課長 徳 岡 治

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、裁判員制度10周年の広報活動については、各府において創意工夫の上、様々な企画を積極的に実施していただいているところであります。既に地元メディア等にも多数取り上げられ、大きな広報効果を上げているものと思います。また、このような活動は、地域社会との交流を深めるとともに、裁判員制度の在り方を今一度振り返る機会になったものと思います。所長をはじめ、裁判官及び裁判所職員の皆様の御尽力に改めて感謝申し上げます。

言うまでもなく、引き続き裁判員裁判に幅広い国民の参加を得るとともに、制度を発展させ、社会を支える基盤としてしっかりと根付かせていくためには、制度の意義や運用状況等について、適切な情報発信を続けていくことが重要です。とりわけ、国民の関心や参加意欲を高め、不安を解消するためには、裁判員経験者の生の声や裁判官の等身大の姿に触れてもらうことが効果的であると考えられます。

各府におかれましては、これまでの広報企画の検討・実施で培ったノウハウや地域社会とのつながりを積極的に活用し、所長のリーダーシップの下、各府の実情に応じた裁判員制度広報を継続的に実施していただきますようお願ひいたします。

敬 具

令和元年 8月 28日

全国中小企業団体中央会 御中

最高裁判所事務総局刑事局長 安 東 章

最高裁判所事務総局広報課長 大須賀 寛 之

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より裁判員制度をはじめとする裁判所の取組につき、格別の御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、裁判員制度は、国民各位の健全な常識に根ざした、より一層信頼性の高い裁判の実現を目指すもので、平成21年に施行されてから、今年5月に10年の節目を迎えました。この間、全国で約1万2000件の裁判員裁判が実施され、9万人以上の国民の皆様に裁判員等として御参加いただきました。このように、裁判員制度が施行以来、おおむね順調に運用されてまいりましたのも、裁判員等として御参加いただいた国民の皆様の御協力のみならず、これらの方々が裁判員等として参加しやすい環境整備等を通じてこの制度を支えていただいている企業や団体様等の御尽力があつてこそとのものと認識しております。

私ども裁判所は、これを一つの通過点として、改めて裁判員制度の施行から10年間の歩みを振り返るとともに更に工夫を重ね、この制度をより一層安定的に運用していくことができるよう、企業や団体の皆様への広報活動を含め、あらゆる機会を捉えて力を尽くしてまいります。貴会及び会員団体の皆様におかれましては、改めてこれまでの裁判員制度への御理解、御協力に感謝申し上げますとともに、この10周年を契機として、より一層の制度への御理解、御協力を賜ることができま

すよう、何卒お願い申し上げます。

敬 具

最高裁判一第1130号

(庶ろー06)

令和元年9月6日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局長 安 東 章

最高裁判所事務総局広報課長 大須賀 寛 之

裁判員制度施行10周年を契機とした裁判員制度への協力依
頼書簡の発出について（通知）

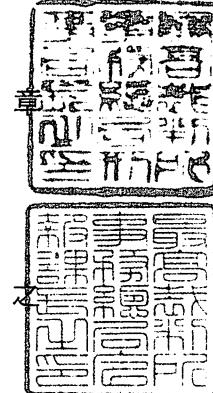
裁判員制度が施行後10年を迎えたことを受け、別添のとおり全国中小企業団体
中央会に対して標記書簡を発出しましたので、お知らせします。

各府におかれましては、今後、裁判員制度の運用に関し、会員団体等への広報活
動をはじめとする働きかけなどを行う場合には、必要に応じて別添の書簡を活用し
ていただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

令和元年8月28日

全国中小企業団体中央会 御中

最高裁判所事務総局刑事局長 安 東



最高裁判所事務総局広報課長 大須賀 寛

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より裁判員制度をはじめとする裁判所の取組につき、格別の御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、裁判員制度は、国民各位の健全な常識に根ざした、より一層信頼性の高い裁判の実現を目指すもので、平成21年に施行されてから、今年5月に10年の節目を迎えました。この間、全国で約1万2000件の裁判員裁判が実施され、9万人以上の国民の皆様に裁判員等として御参加いただきました。このように、裁判員制度が施行以来、おおむね順調に運用されてまいりましたのも、裁判員等として御参加いただいた国民の皆様の御協力のみならず、これらの方々が裁判員等として参加しやすい環境整備等を通じてこの制度を支えていただいている企業や団体様等の御尽力があってこそとのものと認識しております。

私ども裁判所は、これを一つの通過点として、改めて裁判員制度の施行から10年間の歩みを振り返るとともに更に工夫を重ね、この制度をより一層安定的に運用していくことができるよう、企業や団体の皆様への広報活動を含め、あらゆる機会を捉えて力を尽くしてまいります。貴会及び会員団体の皆様におかれましては、改めてこれまでの裁判員制度への御理解、御協力に感謝申し上げますとともに、この10周年を契機として、より一層の制度への御理解、御協力を賜ることができまますよう、何卒お願い申し上げます。

敬 具